2020年10月６日

計画策定委員会会長様

小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児

計画に対する意見

小平市地域自立支援協議会

　会長 杉本豊和

以下の通り、小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児計画に対して地域自立支援協議会として意見を述べさせていただきます。検討委員会にてご検討いただきますようお願いいたします。

**１．地域生活支援拠点事業の導入と基幹相談支援センターの設置について**

2012（平成24）年、障害者総合支援法案に対する衆議院及び参議院による付帯決議において、「障害者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討（以下略）」することが明文化されました。その後、当事者と家族団体の意見を整理し、５つの機能を備えた「地域生活支援拠点」として市町村に１つ以上整備するよう、第４期障害福祉計画以降の基本指針に盛り込まれています。最近では、近隣市でも整備され始めましたが、小平市を含め多くの地域で整備が未だ達成されていません。そこで、小平市において、先進地域に学びながら面的整備を行える要綱づくりと、既存のネットワークを活用し当事者等の意見を聴きながら計画に基づいた一刻も早いスタートを望みます。小平市モデルを作るためには、市の要綱の作成と、要綱に基づいた地域生活支援拠点事業を担う事業所の協働体制を強化していく事が必要と考えます。

また、「地域生活支援拠点」の面的整備を推進する上で、５つの機能に合わせ、①コーディネーター役の相談支援専門員の育成、②緊急時受入れ・対応する事業所の確保等、その整備を推進し中核となる基幹相談支援センターの設置を提案いたします。

基幹相談支援センターは、この他に次のような事業実施が考えられます。

１．総合的・専門的な相談支援の実施

　　　　保健師等医療専門職の配置による総合的専門的相談の実施

２．地域の相談支援体制の強化の取組

　　　　地域自立支援協議会の運営等

　　　　専門機関同士との連携強化

３．人材の育成

障がい者児福祉の支援者が必要とする研修の実施

　　　　指定相談支援事業者、委託相談支援事業者と連携した、重層的相談支援体制の企画実施

４．地域生活支援拠点

　　　コーディネーターを配置し以下の、地域生活支援事業の基本機能のうち、相談機能を主とした役割を担う。

　　　　①指定相談支援事業所と委託相談支援事業者の相談支援専門員と連携し緊急時に支援が見込めない障害児者を事前に把握・登録する。

　　　　②登録をした障害児者の緊急時に短期入所を受け入れる施設等とともに「地域生活支援拠点」事業を協働して取組み、必要に応じて医療機関への連絡等の対応を行う。

５．権利擁護・虐待防止

　　　障害者虐待防止業務への協力に係るコア会議及び調査同行

　　　成年後見地域連携ネットワーク会議への参加

**２．差別解消法の普及と実行に関する事項について**

差別解消法の取り組みについては、計画の中では「差別解消法への取り組み」と銘打っては掲げられてません。「２　生活環境の整備」では各分野のバリアフリーを中心に述べられてはいますが、差別解消法を正面から掲げている施策は計画に記載がありません。

また、小平市においては障害者差別解消支援地域協議会が設置されておらず、計画もされていないため、計画に含めるよう検討するべきと考えます。

　小平市障害者団体連絡会が昨年実施した調査によれば、差別事例で多かったものの上位は、１位「交通・移動」、２位「理解に関するもの」、３位「店・商業施設」であった。これらのことから、行政においてはもとより、交通や店・商業施設が多いことから、関係会社や小平市においては商工会を対象とした普及・啓発活動、取り組みの場を設けるべきと考えます。

**３．協議会の充実の方向性について**

障がい者福祉計画の中で、（１）相談支援と権利擁護の体制の確立、「１　地域自立支援協議会」の方向性について「充実」とされているが、どのような方向で充実とするのかが課題となると考えます。

現在の協議会の課題としては、①各会議体の目的の明確化、②当事者参画の保証、③協議会の内容を市政や市民の取り組みに生かす方法、と考えられます。①については、主に全体会と幹事会の住み分け、適切な会議回数の確保が求められます。②については、今年度より当事者委員が増え、活発化しつつありますが、協議会への参画の保証、他の障害市民の意見を聞くための当事者ワーキングの更なる充実、今後の当事者参画の在り方（ITの活用等）が模索されるべきと考えます。③については協議会での話し合いや取り組みが協議会内だけに留めるのではなく、それを市政に生かす具体的方法（ルート）や、市民に向けてのアピールの手法が模索されなければならないと考えます。

　また現在名称が「地域自立支援協議会」となっていますが、障害者基本法改正において「自立助長」の理念が削除されたことから、本協議会においても“自立”の文言を廃し、「地域協議会」等とする等検討が必要と思われます。

**４．重度訪問介護、同行援護、行動援護の拡充について**

国の地域生活支援事業要綱に改正があり新事業が追加されています。「就業する重度の障害者（原則週１０時間以上就業する者）を対象に、就業中または通勤中について、重度訪問介護・同行援護・行動援護と同等の支援を提供するサービスが2020年10月から市町村の「任意事業に追加」となります。小平市でも実施するよう計画に盛り込んで下さい。

**５．移動支援事業所、日中一時支援事業所の指定事務について**

日中一時支援事業所に関する小平市の要綱では、事業者の指定については東京都の障害福祉サービス事業者の指定を受けていなければならないと記載されています。そのため、社会資源が足りないことも相まって他市で２つの地域生活支援事業の指定を受けている事業所で、自費で利用している小平市民（障害者）がいます。ぜひ、こういった「他市で指定を受け（長年）実績のある事業者は市長が認める」という趣旨の一文を追加した要綱とするよう計画に盛り込んでください。

**６．重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施について**

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対し、委託契約をした訪問看護事業所の看護師又は准看護師が自宅へ出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）を図れます。このレスパイト事業は、東京都の事業、都が1/2、市が1/2で負担しています。23区では既に実施しており、26市のうち、平成29年には、府中市と武蔵野市だけだったのが、現在は7～8市が実施し始めているようです。小平市の地域の特性を活かすためにも計画に盛り込むよう検討をお願いします。

・訪問回数は、年度内24回を超えない範囲で、月4回が上限です。

・1回につき、2時間から4時間まで30分単位で利用できます。

・利用者負担額は、福祉サービスに準じています。世帯収入に応じて利用時間により定めてます。

（注）重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業は、年間２４回、月４回を上限とし、利用時間が２時間でも４時間でも同じく「１回」とカウントされていました。令和２年４月10日に東京都福祉保健局の通知（「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の柔軟な対応について」）により、「年間96時間」まで補助対象とされ、１回２時間利用する場合、年間48回利用できる等一部改善されています。」サービスの実施主体である小平市が事業実施要綱を制定してくれるのを期待しています。

（ＮＰＯ法人フローレンスのブログ参照）

**７．放課後デイサービスの拡充について**

　放課後デイサービスについて、小平市では12か所の事業所の利用が検討できますが、「利用日を増やしたい」「別な事業所で利用してみたい」というときには、事業所での利用者の定員が既に一杯のため、利用が予定できない状況が多くあります。放課後デイサービスの事業所数を今の計画以上に増やすことについて検討をお願いします。

以上